（債券を失った者に交付するために発行する債券等に関する経過措置）

第六条　法附則第十二条第一項の規定により、法附則第四十六条の規定による改正前の株式会社日本政策金融公庫法第五十条第二項の社債、同法附則第四十二条第四号の規定による廃止前の国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）第四十五条第一項の国際協力銀行債券及び同法附則第十五条の規定による廃止前の日本輸出入銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号）第三十九条の二第一項の外貨債券等（以下この項において「社債等」という。）に係る債務の全部又は一部を承継した会社が、社債等を失った者に交付するために社債券を発行する場合には、法第三十三条第五項中「社債券を失った者」とあるのは「株式会社国際協力銀行法施行令（平成二十三年政令第二百二十一号）附則第六条第一項に規定する社債等を失った者」と、法第三十五条第三項中「社債券又はその利札を失った者」とあるのは「株式会社国際協力銀行法施行令附則第六条第一項に規定する社債等又はその利札を失った者」と、第十二条第二項中「国外社債券を」とあるのは「社債等（附則第六条第一項に規定する社債等をいう。）のうち我が国以外の地域において発行したもの（以下この項において「国外社債等」という。）を」と、「係る国外社債券」とあるのは「係る国外社債等」と、第十三条中「国外社債券を」とあるのは「社債券又はその利札を」と、「国外社債券につき」とあるのは「社債券又はその利札につき」と、「国外社債券に対し」とあるのは「社債等（附則第六条第一項に規定する社債等をいう。）のうち我が国以外の地域において発行したもの（以下この項において「国外社債等」という。）又はその利札を」と、「国外社債券につき」とあるのは「国外社債等又はその利札につき」と、「国外社債券に対し」とあるのは「国外社債等に対し」」とする。

2　前項に規定する国際協力銀行債券及び外貨債券等を失った者に交付するために発行する同項の社債券に係る債務については、会社が承継した同項に規定する国際協力銀行債券及び外貨債券等に係る債務とみなして法附則第十七条の規定を適用する。

3　次の表の上欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者から同表の下欄に掲げる債券の発行に関する事務の委託を受けた銀行業、信託業又は金融商品取引業を行う者の権限及び責任については、なお従前の例による。

株式会社日本政策金融公庫法附則第四十二条第四号の規定による廃止前の国際協力銀行法第四十五条第十一項	株式会社日本政策金融公庫法附則第十八条第一項の規定による解散前の国際協力銀行	第一項に規定する国際協力銀行債券
株式会社日本政策金融公庫法附則第四十二条第四号の規定による廃止前の国際協力銀行法附則第十五条の規定による廃止前の日本輸出入銀行法第三十九条の二第三項	株式会社日本政策金融公庫法附則第四十二条第四号の規定による廃止前の国際協力銀行法附則第六条の規定による解散前の日本輸出入銀行	第一項に規定する外貨債券等

内閣総理大臣　菅　直人
財務大臣　野田　佳彦

御　名　御　璽

平成二十三年七月十五日

株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

内閣総理大臣　菅　直人

政令第二百二十二号

株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部を改正する政令

内閣は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第三の規定に基づき、この政令を制定する。

株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。

（開発途上地域以外の地域に関して行うことができる業務）

第十二条　株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）は、法別表第三の備考⑬の規定により、同表第三号に掲げる業務のうち、開発途上地域以外の地域において、次に掲げるものを行うことができる。

一　次に掲げる事業に係るもの

イ　原子力による発電に関する事業

ロ　鉄道（軌道を含む。以下この号において同じ。）に関する事業（主要都市を連絡する高速鉄道又は主要都市における鉄道に係るものに限る。）

ハ　水道、下水道その他汚水処理施設及び工業用水道に関する事業

ニ　動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）を原材料とする燃料の製造に関する事業

ホ　再生可能エネルギー源（永続的に利用することができると認められるエネルギー源をいう。）による発電に関する事業（当該事業が行われる地域において当該事業のために通常利用される技術よりも高度な技術を利用するものに限る。）

ヘ　変電、送電及び配電に関する事業（当該事業が行われる地域において当該事業のために通常利用される技術よりも高度な技術を利用するものに限る。）

ト　石炭による発電に関する事業（石炭の効率的な利用を行うものに限る。）

チ　石炭から発生させるガスを原料とする燃料製品その他の製品の製造に関する事業（石炭の効率的な利用を行うものに限る。）

リ　石炭による発電のための設備その他の設備から排出される大量の二酸化炭素の回収及び貯蔵に関する事業

ヌ　ガスによる発電に関する事業（ガスの効率的な利用を行うものに限る。）

ル　電気又は熱の効率的な使用に関する事業（電気又は熱をその供給の状況に応じて使用するものであって、かつ、当該事業が行われる地域において当該事業のために通常利用される情報通信の技術その他の技術よりも高度な技術を利用するものに限る。）

ヲ　インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備に関する事業（当該事業が行われる地域において当該事業のために通常利用される技術よりも高度な技術を利用するものに限る。）

ワ　航空機の整備、改造、販売及びリース取引に関する事業

二　株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第十一条第三号に掲げる業務のうち、株式会社国際協力銀行法施行令（平成二十三年政令第二百二十一号）第四条各号に掲げる外国の法人の経営を支配することを目的とし、又は当該法人に関し事業上の提携を伴う出資等に係るもの

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　野田　佳彦
内閣総理大臣　菅　直人